

静岡県人事委員会は、管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年5月19日

静岡県人事委員会委員長 小川良昭

静岡県人事委員会規則7-1230

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（静岡県人事委員会規則7-36）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
別表第1 (略)			別表第1 (略)		
1～7 (略)			1～7 (略)		
8 (略)			8 (略)		
組織	職	区分	組織	職	区分
警察本部	(略)	3種	警察本部	(略)	3種
	課長 (2種に掲げる課長を除く。)			課長 (2種に掲げる課長を除く。)	
	理事官		<u>室長</u>		
	隊長 (高速道路交通警察隊及び航空隊の隊長を除く。)		理事官		
	科学捜査研究所長		隊長		
	主任監察官		(高速道路交通警察隊及び航空隊の隊長を除く。)		
	監察官		科学捜査研究所長		
	統括検視官		主任監察官		
			監察官		
			統括検視官		
(略)			(略)		

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。